

平成 17 年 12 月 12 日

参議院 財政金融委員会委員各位

全国青年税理士連盟
会長 石井 孝雄
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12
電話 03-3354-4162

「役員報酬の損金算入制限規定創設」に対する意見書

私たち全国青年税理士連盟は、約 3, 0 0 0 名の若手税理士により組織されており、国民のためのよりよい税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的に提言を行うなど日々活動しております。

さて、来る平成 17 年 12 月 15 日発表予定の政府税制改正大綱において、特定の同族会社の役員報酬に対する損金算入制限規程が創設されると伺っております。

同規程は我が国の中小企業に与える影響が大きく、理論的に以下のとおり問題を有しております。このため、当連盟は全国の中小企業に多大な影響を与え、不公平な税制である「役員報酬の損金算入制限規程創設」に対して強く反対します。

1. 法人と個人とは全く別人格であり両者を一体として課税することは不公平です！

法人と個人は人格が別であり、これを一体として課税することは妥当ではありません。今回のように個人の給与所得控除額を法人の課税所得に加算することは、法人をあたかも個人とみなして課税するといった措置であり、いわば「みなし個人課税」です。法人と個人とでは税率も課税上の取り扱いも違います。このため、みなし個人課税は、法人税法上不公平な課税関係を生みます。

2. 給与所得控除の性格を無視しています！

給与所得控除は給与所得者に対する概算経費（必要経費）部分等であると解されています。この給与所得控除を法人の課税所得と一体化して、法人税を課するといことは、個人（給与所得者）における必要経費を認めないことになり、担税力を無視した課税ということになります。つまり、実質的な「没収」ということになります。

3. 商法の改正を阻害します！

来年5月施行予定の新会社法では一人会社の設立が可能となり、法人設立が一層容易になるため、経済の活性化に大きく寄与します。しかしながらこの改正案により、一人会社の設立は非同族会社に比べ課税負担が大きくなることから、起業意欲が減退し取りやめることも予想されます。このため、新会社法の改正の効果を阻害することになります。

4. 留保金課税の廃案が、この改正案の提案理由には成りません！

今回の改正案を入れる代わりに「留保金課税」を廃止するという提案が上がっているようですが、この改正案と留保金課税の間にはなんら因果関係がなく、留保金課税の廃止がこの改正案の提案理由には成り得ません。

5. 抜き打ちかつ狙い打ちの改正は信頼関係を壊します！

今回の改正はある一定の中小企業に対する「抜き打ち」かつ「狙い撃ち」の課税であり、一般市民の中での慎重な議論を経ることなく進められています。このように拙速な税制改正を行うことは納税者の予見可能性を害し、納税者と税法（税制）との信頼関係を著しく減退させます。